

亀山老人保健施設
重要事項説明書
(訪問リハビリテーション & 介護予防訪問リハビリテーション)

1. 事業の目的

亀山老人保健施設は、介護保険法で定められる指定訪問リハビリテーション事業所および指定介護予防訪問リハビリテーション事業所として、心身に障害があり、日常生活に支障のある要支援又は要介護状態の者に対し、医学的管理の下における機能訓練を行うことを目的とする。

2. 運営の方針

介護保険法の理念が具現化されるように配慮し、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを必要に応じ個別に行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

3. 事業者

事業者の名称	青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 近藤 辰比古
電話番号	(059) 328-2177

4. 事業所

事業所の名称	亀山老人保健施設
事業所の所在地	三重県亀山市羽若町字松本645-14
施設長名	紀平 雅司
電話番号	(0595) 83-5921
ファクシミリ番号	(0595) 83-5929

5. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	H12年4月1日	2450480013号	100
居宅	短期入所療養介護	H12年4月1日	2450480013号	
居宅	介護予防 短期入所療養介護	H18年4月1日	2450480013号	
居宅	通所リハビリテーション	H12年4月1日	2450480013号	20
居宅	介護予防 通所リハビリテーション	H18年4月1日	2450480013号	
居宅	訪問リハビリテーション	R6年6月1日	2450480013号	

居宅	介護予防 訪問リハビリテーション	R6年6月1日	2450480013号	
----	---------------------	---------	-------------	--

6. 事業実施地域及び営業時間

訪問実施地域	亀山市、鈴鹿市
営業日	月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）
営業時間	午前8：30～午後5：00

※ 上記訪問実施地域以外のご利用については、訪問の可否をご相談ください。地域によっては別途料金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。

※ また区域内であっても、訪問サービスの利用可能範囲はおおむね30分以内（約10Kmの範囲）を目安とし、訪問の経路等の都合上、上記の範囲について、この通りでない場合もございますので、訪問利用の可否についてはあらかじめご確認下さい。

7. 事業所の主な設備

設備の種類	数	面積
事務所	1室	120, 41 m ²
会議室	1室	26, 80 m ²
多目的室	1室	65, 28 m ²

8. 職員体制（主たる職員）

令和6年3月1日現在

従業者の職種	員数
施設長	1名
医師	1名以上
PT・ST	1名以上

9. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	9日/月
PT・OT・ST	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	
医師	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）常勤で勤務	

10. 訪問リハビリテーションサービスの概要

- 1, サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- 2, 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成にあたっては、利用者の病状、心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するにあたっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明した後で、利用者の同意を得ます。
- 3, 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- 4, それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

11. 個人情報の使用

利用者及びその家族の個人情報について

次に記載するところにより、必要最低限の範囲内で使用する。

1, 個人情報の範囲

住所・氏名・生年月日・性別・健康状態・病歴・家族状況・緊急時連絡先
その他サービス利用の過程において収集した情報

2, 使用する目的

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する関連事業所との連携が必要な場合
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等が必要な場合
- ・ 介護サービスや業務維持、改善を目的とした資料の作成
- ・ 事業所内において行われる事例検討・事例研究など
- ・ 事業所内において行われる学生の看護・介護実習などへの協力

3, 使用期間は当事業所契約期間とする。

12. 利用料

ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額（自己負担額）、加算料金、の合計金額が利用料金となります。別紙の料金表を確認ください。

13. 支払方法

支払方法は、原則として百五銀行口座自動引き落としとさせていただきます。
(毎月、20日までに前月分の請求をし、27日に引き落としとさせていただきます。
ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合はその翌日とします。)

14. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たに追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者、又は居宅介護支援事業所に提示して協議いたします。

15. 事故発生時の対応

- 1, サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への運搬等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行います。
- 2, 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- 3, 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
但し、事故によって死亡、障害が生じた場合、リスク（予防できる危機）を前もつ

て調査、評価し、ケアプランを策定し、利用者本人及びご家族のご承認を得られ、そのケアプランに基づくケアを誠実に実行している場合において起きた事故については損害賠償の対象外とさせていただきます。又、ケアプランにおいての予期せぬ不慮の事故についても同様と致します。

16. 非常災害時の対策

1. 非常災害が発生した場合には、消防計画に従い、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 消防計画・教育訓練計画に元づき、定期的に職員に対する教育を行います。
3. 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に非難・救出その他必要な訓練を実施します。

17. 苦情等申立先

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお尋ね下さい（直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です）。又、市町村等の苦情相談窓口等において、苦情等の申し立てをすることができます。

亀山老人保健施設（ 窓口担当者：日向 直美・川戸 友紀 ）

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時00分

電話：0595-83-5921（お越しいただく前に必ずご一報下さい。）

市町村等への苦情申し立て先

亀山市健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ
〒519-0164 三重県亀山市羽若町545

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

電話：0595-83-3313

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課
〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
鈴鹿市役所西館3階

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時00分

電話：059-369-3204

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒514-0004 三重県津市桜橋2丁目96番地

電話：059-213-6500

以上、記述の重要事項説明書内容が変更された場合（介護保険制度による報酬改訂等）は、随時、書面にてご利用者様・ご家族へ通知いたします。通知後、変更内容についての意義の申し立てがない場合は、自動更新をさせていただきますので、ご了承ください。